

第3回大郷町町民会議の内容をとりまとめました。

テ ー マ	台風接近に伴う農業施設の維持管理及びその後の復旧について
開催日時	平成30年7月17日（火） 午後6時～7時30分
参加人数	5名
ご 意 見	1 災害復旧に伴う申請方法や分担金について相談願う
	2 老朽化した農業用施設の復旧について対応願う
その他	1 開発行為（太陽光施設等）に対する町の対応、指導の徹底を
	2 新規企業誘致による、税込及び雇用の確保を
	3 町民会議の周知徹底を（広報やチラシ、ホームページ等で広く知ってもらう）
	4 粕川地区への安定的な用水の供給を（行井堂堰の補修）

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

今後、町の施策を企画・立案するうえでの参考とさせていただきます。

# 農業施設の維持管理及びその後の復旧について

平成30年7月17日

大郷町 地域整備課

近年地震やゲリラ豪雨など、普段気を付けていてもどうにもならないのが**災害**です。

これらが起こってしまい、田んぼの畦畔や水路法面の崩壊、農道が通れなくなってしまった場合について



どうしたら良いか

災害復旧事業制度を利用し、復旧が可能

農業用施設災害



災害復旧について

公共災害

- ・不特定多数の人の安全を守るため
- ・分担金が伴わない

農業用施設災害

- ・道路や水路によって受益を受けるもの ※受益者が特定されるもの
- ・分担金が伴う

大きく分けて2種類

## 災害の補助金制度を利用するには

- ・被災箇所の農業用施設が適切に**維持管理**及び**利用**していることが条件  
※耕作放棄地や草刈りなどしていない場合等は適用外
- ・区長さんへ工事実施の確認（・受益者の総意 ）  
（・分担金徴収の確認 ）  
※民地のみの場合には適用外



工法、分担金等の説明 → 工事発注 → 施工

※補助金というのは、皆様の税金です。

何かお気づきの事やこの場所はどうしたら良いかなど、  
わからないことがあればご相談願います。